



# 菓子製造業許可

法律上、パンの製造は「菓子製造業」に分類されるため、パンを製造して販売する場合は「菓子製造業」の営業許可が必要です。

営業許可が下りてない自宅でパンを作って、販売することはできません。法律で禁止されていますので、十分に注意されてください。

菓子製造業の許可を得るには自宅のキッチンのような設備では難しいです。設備の広さ・区画や排水に関してなど、自治体の規定する基準を満たさなくてはなりません。パンを製造・販売する場合は施設に関する基準などを細かくチェックしてください。

詳しくは、各自治体へお問い合わせいただくようお願いいたします。

## ●菓子製造業の営業許可を取るには●

### 1.保健所に事前相談をし、事前準備を整える

菓子製造業の営業許可を得るためには、細かい条件が設定されています。各都道府県・自治体の保健所に必ず確認を行ってください。

例えば、

床・内壁・天井の条件として

『床面、内壁及び天井は、清掃等を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること』

手洗設備の条件として

『従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること』

といった細かい条件があり、**条件を満たすように準備を進める必要があります。**

**2.営業許可申請書と必要な書類を添付し、保健所に申請する**

**3.申請受理後、保健所の設備や施設の確認検査が実施される**

**4.検査に問題がなければ、後日「営業許可書交付のお知らせ」が届く**

**5.営業許可書交付予定日以降に営業許可書を保健所で受け取る**

営業許可書は永久的なものではなく、**有効期限が定められています**。許可が下りた後も、有効期限前に更

新手続きが必要になりますので、注意しましょう。

菓子製造業の営業許可を取るのが難しい方は

菓子製造業の営業許可取得済みの

レンタルキッチン・シェアキッチンを利用しましょう

数はまだ多くはありませんが、ネット検索をしてみると、菓子製造業の営業許可があるレンタルキッチン

があります。「BSL」もレンタルキッチンとして利用可能です！

軌道にのるまでレンタルキッチンを利用して、パンを販売する場合は、近くにレンタルキッチンがない

か、まずはインターネットで検索して、チェックされてください。